

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示の請求

審査請求人は、平成17年6月4日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所長が行った橋梁設置の不許可処分に対する審査請求に係る広島県知事による平成16年4月8日付け裁決書（以下「裁決書」という。）に記載されている「竹原市が管理台帳上自動車交通不能としているものの、付近住民の要望により、市道の通行禁止や通行制限等を行っていない以上、当該市道は自動車等による家屋への進入を容認されているものと判断する。よって、本件申請箇所に橋梁設置をしなくても、自動車等により家屋への進入は可能である。」の事実関係を証明する文書として、竹原市道峠郷線（以下「本件市道」という。）の一部分である「自動車交通不能という法的管理がなされている箇所について、『付近住民の要望』により本件市道の通行禁止や通行制限を行っていないという事実、すなわち『付近住民の要望の事実』を明らかにする文書等」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年6月15日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成17年6月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 裁決書には、「竹原市が道路管理台帳上『自動車交通不能』としているものの、付近住民の要望により、市道の通行禁止や通行制限を行っていない以上、当該市道は自動車等による家屋への進入を容認されているものと判断する。よって、本件申請箇所に橋梁設置しなくても、自動車等により家屋への進入は可能である。」と明記されている。
- (2) 実施機関（諮問実施機関）が本件市道の一部の通行禁止や通行制限をしていないのは、「付近住民からの要望」に起因していると広島県知事は公文書に明記している。当該公文書に明記した明確な根拠を全く説明せず、「対象文書の存在を確認できなかった」というだけの単純な説明のみをもって、裁決書の不当性を隠匿しようと画策する広島県の態度に対して、嚴重に抗議する。
- (3) 理由説明書においては、道路管理者である竹原市が、道路法（昭和27年法律第180号）（車両制限令〔昭和36年政令第265号〕を含む。）等に基づき、「自動車交通不能」という明確な法的管理をしているにもかかわらず、実施機関（諮問実施機関）は、この「自動車交通不能」という法的管理を全く無視し、自動車の通行禁止や通行制限を行っていないことについて全く言及していない。
- (4) 実施機関は、平成17年2月3日付け広交規第142号による「質問書（その3～その5）に係る回答及び確認について」の中で、「こうした交通規制や道路管理者の安全対策を行う場合、地域住民の方々などの意見を聴くことは重要であると考えています。」との説明を明記している。
- (5) 理由説明書によれば、本件処分を行った理由として、「県民の要望等を組織運営に反映させる施策の実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき要望処理票を作成し、速やかに管理責任者（所属長）に報告した上で、同処理票は3年間保管しなければならないこととされているが、検索したものの対象文書の存在を確認できなかったとの全く意味不明の理由を明記している。
- (6) 自動車での通行が人命危険である本件市道について交通規制をしていない現実を踏まえ、「付近住民の要望の事実」があったと事実を仮装したとの重大な疑義がある。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関においては、警察諸活動に対する県民の要望等があった場合、実施要綱に基づき要望処理票を作成し、速やかに管理責任者（所属長）に報告した上、同処理票は3年間保管しなければならないこととされている。
- 2 本件請求の対象文書については、警察本部交通部交通規制課及び本件市道を管轄する竹原警察署において、本件市道に関して付近住民等から、通行禁止、制限の交通規制を実施してほしい、あるいは、実施してほしくない旨の要望、陳情等を記録した要望処理票等の文書を検索したが、対象文書の存在を確認できなかったことから本件処

分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、裁決書の記載内容に係る事実関係を証明する文書として、「付近住民の要望」により本件市道において自動車交通不能という法的管理がなされている箇所について通行禁止や通行制限を行っていないという事実を明らかにする文書等の開示を求めたものである。

これに対して実施機関は、作成又は取得していないとして本件処分を行ったことから、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、実施機関（諮問実施機関）が本件市道の通行禁止や通行制限を行っていないのは「付近住民からの要望」に起因していると広島県知事が公文書で明記している旨主張する。

当審査会において裁決書を見分したところ、裁決書は、橋梁設置の不許可処分に対する審査請求について、審査庁である広島県知事が裁決を行った書面であり、審査庁自らの判断で作成されたものであった。仮に、審査請求人が主張するように、実施機関又は諮問実施機関が「付近住民の要望」によって本件市道の通行禁止や通行制限を行っていないということであれば、通常、裁決書にはこれらの機関が判断したことが明記されているものと考えられるところ、そのような記載はなかった。

また、諮問実施機関によると、実施機関が道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく交通規制を行おうとする場合は、大別して、地域住民等からの要望や陳情等外部からの意見による場合と、警察が独自に交通事故、渋滞、無秩序な駐車等の交通問題を把握する場合といった交通規制に係る端緒の把握が前提となるところ、本件市道については、交通規制の端緒となり得る外部からの意見、交通問題も確認できなかったということであった。

そうすると、実施機関は本件請求の対象文書を作成又は取得していないとの諮問実施機関の説明に特段、不自然、不合理な点は認められず、また、対象文書の存在をうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、実施機関が、本件請求の対象文書は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 8. 4	・ 諮問を受けた。
17. 8. 5	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 9. 8	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
17. 9. 20	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
17. 9. 26	・ 審査請求人から意見書を収受した。
17. 9. 29	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 4. 27 (平成29年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 28 (平成29年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授